

## ✚ 貨物概要

ミンチ処理した豚脂、豚肉及び鶏肉を混合後、冷凍したもの

製 法：豚脂、豚肉、鶏肉→ミンチ→混合→充填→包装→冷凍

原料割合：豚脂 40%、豚肉 30%、鶏肉 30%

用 途：餃子用

包 装：ビニール袋（10kg 入り）

## ✚ 分類

関税率表第 0203.29 号（統計番号 0203.29-022）の冷凍豚肉

## ✚ 分類理由

本品は、豚脂、豚肉及び鶏肉の混合物であることから、関税率表の解釈に関する通則 3（b）を適用し、本品に重要な特性を与えている物品は豚肉にあると認められますので、上記のとおり分類されます。

## ✚ 分類のポイント

- (1) 豚脂と豚肉はともに豚に由来するものであることから、本品は、豚肉と鶏肉との混合物とみなし、本品に重要な特性を与えている物品は豚肉にあると認められますので、冷凍豚肉として分類されます。
- (2) 豚肉の分類に当たっては、重量及び課税価格により統計番号が変わりますので、注意が必要です。

▲ ▲ ▲

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）